

## 令和2年 第12回 臨時教育委員会 議事録

1 開催日時 令和2年9月3日（木）午前9時30分～午前10時35分

2 開催場所 豊見城市役所 4階 庁議室

3 出席者

[委 員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長、学校教育課長 学校施設課長

生涯学習振興課長 文化課長 学校教育課参事 教育総務課総務班長

4 欠席者 なし

5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

6 議題及び議事の大要 次のとおり

7 議決事項

- ・豊見城市児童生徒用端末の買入れについて
- ・豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- ・豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について

8 教育長又は会議において必要と認める事項

第12回臨時教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第12回臨時教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に大城委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは会期日程を1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>日程第3 議案第29号 豊見城市児童生徒用端末の買入れについてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課長より説明させていただきます。</p> <p>今回、この児童生徒用端末の買入れにつきまして、議案をちょっと見ていただけたらと思います。この端末につきましては、先日来お話をしていますG I G Aスクール構想ということで、児童生徒一人一人にパソコンを配置していくということが、文科省、国を挙げて進められておりまして、本市、6月にこの予算が可決されて、その後の手続、入札等を経て買入れまで至っているということです。今回7,600台余り購入しますので、2,000万円以上の購入については、議会の議決を必要とするということで、今回議会に上げるにあたって教育委員会の審議も必要ということで提案させていただいているということでございます。</p> <p>2ページをお開けください。具体的に、端末のほうですけれども、児童生徒用の端末として、chromebbookと言われる、いわばノートパソコンです。このようなパソコンですけれども、このノートパソコンはキーボードがついて、ディスプレイがついていて、これはタッチパネルになっています。子供たちが使いやすいように、大体1.3キロ～1.4キロぐらいでA4サイズぐらい。ちょうどこのぐらい。大きいノートと同じぐらいの大きさになっています。バッテリーも10時間以上もつようなものを買っていきたいと考えているところでございます。契約の相手先としては、株式会社オキジムさんのほうから、指名競争入札で、買入価格は3億3,548万1,190円、消費税を含むということで、令和3年2月26日までに全台を納入していただくという買入れになっているところでございます。</p> <p>3ページが入札です。9社あります3社辞退の中で入札をしております。その中でオキジムさんが取っているということでございます。</p>

	<p>4ページをお開けください。具体的にどのような端末を買っていくかという仕様書なってまいりますけれども、いろいろなことが書かれておりますが、こんな感じのパソコンです、実際は。やっぱり子供たちが、小学1年生から中学3年生まで使いますので、やはりある程度乱暴な使い方をされることが想定されますので、基本的には軍事規格、MIL規格というのですが、米軍の調達規格で、例えば1.2メートルの木の高さから木の床に落としても壊れない。70センチの高さからコンクリートの床に落としても壊れないというような規格をクリアしているものを購入することにしています。あと、やはり高い買い物になってきますので長くもたせるということも想定しております、実際バッテリーの充電回数がもつものということで、そういった仕様を含めてクリアするもの。あと当然、ランドセルに入れて持ち歩いたりしますので、ある程度濡れたりしても大丈夫なものということで、防塵、防滴、防水もある機能があるものを購入したいと考えているところでございます。おおむね、買えばこの5年間は使えるという端末の選定をしたつもりであります。</p> <p>次のページを開けていただければ、納入台数と納入期限ということで、各小学校、中学校、一覧に書かれております。見て分かりますとおり、下のほうが中学校になっておりますが、中学校を先に納入先として選定をして、先に納入をして、中学3年生を中心にきちんと活用してもらうということを前提に考えていきたいと思っております。当然これ、納入期限でありますので、納入され次第、できるだけ前倒しして配置をしていくということを、現時点で考えているところでございます。トータルで7,657台。本当は7,669台必要となっておりますけれども、事前に研修、その他活用のために11台、事前に購入しておりますので、その11台を除いた台数が7,657台となっているところでございます。説明は以上です。よろしくお願いします。</p>
教育長	課長、小学校の場合、2つに分けてあるさーね。この内容を説明したほうがいいんじゃない?
教育総務課長	では、小学校1年生から3年生、4年生から6年生ということですね。
教育長	そうそう。
教育総務課長	高学年を中心に先に使っていただくということも含めて、年齢の高い順に配置をしていくということです。これは便宜上、納入台数がこのような割り方で、最低限のスピードでということになっておりますけれども、納入ができるのであれば、できるだけ早いスピードで、前倒しでということで、今検討しているところです。
教育長	それでは今、事務局のほうから説明がありましたが、この説明に対し

	まして質問がありましたら、委員の皆さん、挙手でお願いしたいと思います。疑問点とか確認事項とかでも構ないのでどうぞ。
2番委員	すばらしい計画だと思いますね。子供たちに端末を持たせた授業というのは羨ましいなと思いますけど、今回、オキジムに3億円余りの買物をやって入札をさせたんだけど、オキジムの金額が安いですよね。安いから決まったと思うんだけど、ほかにオキジムが決まった理由はありますか。例えば金額だけのものなのか。
教育総務課長	今回、入札するに当たって、このような端末を買いたい、このようなサービスで買いたいということでの提示をした上で、指名業者を指定して入札をかけておりますので、基本的には決まったのは価格の最も安い、入札価格の安かったところに設定したというところであります。
2番委員	かなり差がありますよね、ほかの2位とか。5,000万円ですか。オキジムの次は2,400万円。
教育総務課長	おっしゃるとおりです。この買入れについては、一つは、端末の買入れというところがありますけれども、もう一つ設定に係る費用というのと、1台当たり4,000円弱が想定されているのですが、今回オキジムさんは、その辺りを頑張っていただいて単価を落として入札に参加していただいたということと、あともう一つ、いろいろオキジムさんも含めて、複数の事業者に対してどのようなchromebbook、このchromebbookと言われているのは、市場がまだ広がっていないくて、今回落ちたものはヒューレット・パッカードというアメリカの会社の、今度の8月に出る新機種になっているんですね。なのでも性能が高いのですが、そこら辺のものをできるだけ早い時期に、オキジムとしては先に取って、安く取ったというところが大きく左右していると、オキジムさんからは説明を受けています。
2番委員	この事業で、子供たちが使うんですけど、教員の負担が増えるのではないかと思って、管理人、それから授業で毎時間使ったら充電もやらないといけないでしょ?
教育総務課長	おっしゃるとおりです。
2番委員	これも教員がやるの?
教育総務課長	説明させていただきます。 この端末の整備に先立ちまして、学校のネットワークの整備事業を同時に並行でしています。これが10月ぐらいに、学校内でWi-Fiというか、無線でのネットワークが完成します。もう一つ、充電保管庫を各教室に置くことになっています。そこに子供が使い終わったら戻してついで言えば、次の日にはきれいに使えるという形をとっておりますので、

	<p>それほど負担にはならないかなと思っております。加えて、操作が先生方の負担にならないかというところですけれども、バッテリーが一日つながなくとも大丈夫なようなバッテリーになっておりますので、毎時間ごとにつないでということはなくていいです。朝取って、帰るときに戻すということで、充電が5年間もつのような形でもバッテリーも含めて機種を選定しておりますので、そういったお手を煩わすことはないだろうということと、あと操作方法についても、パソコンについてはWindowsパソコン、AppleのiOSも含めて、トータルで島尻で業者も呼んで説明会を受けて、管理の在り方、どれぐらいもつかも含めて、そのトータルで見た結果、このchromebookが一番手間がかからないだろうということで、選定をしています。実際これ、壊れたりなど、パソコンの中にデータがあるわけではなくて、クラウド、別のサーバーにデータがあるものですから、この端末は、ログアウトすると個人情報はほぼ残りません。この端末が壊れたとしても、予備の端末を持ってきて、名前のIDを入れたら同じ画面が戻ってきます。ですので、先生方の負担には、多分壊れて、これが使えなくなったらまた別の端末を設定してというのはなくて、これに不具合があれば別のものを持ってきて、そのままコードの欄に名前とパスワードを入れたら使っていた画面が戻ってくるということになっていますので、パソコンの操作とかメンテナンスに関しての負担は、かなり低いと考えています。</p> <p>あと、実際の授業での使い方の在り方ですけれども、今、現時点で想定しているのは、学校でやっている調べ学習をウェブで、ブラウザを開いて調べてまとめて発表したり、そのようなこと、文章を打ち込んだりという作業になってきますので、これも何か新たな操作を覚えたりとか、そういうことではないかなと思っていますが、その負担も小さいと思っています。ただ気になっているのは、そもそも黒板に向かって授業をするという形態がグループ学習になったり、そもそも授業の在り方が、端末が入ってくることによって変わってくるものだと思います。このことについては、今後、指導する先生とも調整をしながら、県も国も研修を続けて重点にやっていくということで受けておりますので、その先進事例等も見ながら、できるだけ先生方が困らないような形で、この導入を進めていきたいと考えております。</p>
教育長	どうぞ、2番委員。
2番委員	今、授業形態も大分変ってくるという話ですけど、思うには、子供たちが個人で使うと、担任が教壇のところで一括チェックができるようなこともできるのですか。

教育総務課長	<p>はい、おっしゃるとおりです。共同で編集ということはできます。電子黒板に表計算、もしくはワープロの画面を出して、子供たちがそれをパタパタパタと打つと、全体、30名が打っていても同時に打っている様子が見えるようになっています。共同で、今黒板で、みんなグループで、白板に書いたりしてやっている、グループ学習しているものを、電子黒板の中でみんなでやったりということができるようになります。</p> <p>先週は、先生方に貸し出し用端末をG o o g l eから借りているのですが、これをお配りして、オンラインで使い方の研修を1週間終えたところです。先生によっては戸惑っているお顔もちょっと見えたりするものですから、戸惑っているお顔もありましたけれども、やはり興味、要するに食い入るように見て、これは使えるなという顔をしている先生方もいらっしゃいました。やっぱりちょっと濃淡はあると思いますけれども、実際入って使っていく中で慣れていくことで、かなり面白い授業が展開できるようになるのではないかという感触は私自身持っています。</p>
2番委員	ではこの机間巡視とかあって、担任が教壇の前に行かず、子供たちの指導ができるということですばらしいと思います。そういうタブレットを使うことによって、学力向上、さらに伸びていくことを期待したいと思います。
教育総務課長	ありがとうございます。
教育長	どうぞ、4番委員。
4番委員	今回のコロナで、日本のITが世界の後進国であるということが証明されたような気もしますけれども、本市においては、たしか五、六年前に電子黒板が全学校に導入され、先生方からとても好評だったと。子供たちのほうもよく分かる。3Dもあったりして。それに次いで今度はタブレットの支給ということは、とても私自身は評価しています。よかったですと思いません。ただしこれは、学校教育内で使うものだと思ったのですが、今の説明ではランドセルにも入るということはお家にも持ち帰るのでしょうか。
教育総務課長	はい。中長期的に……。
4番委員	毎日持ち帰りするんですか。
教育総務課長	準備が整い次第持つて帰ることも前提に考えています。
4番委員	となると、家庭にもWi-Fi、インターネットが入らないと使用できないというのは、調べ学習においてはあるわけですね。
教育総務課長	はい。
4番委員	その辺の貧困問題、その辺とも絡んできたりもしますけれども、もし万が一持ち帰る途中に破損する、そういうものも出てくるかもしれません

	ん。そのときの保険というのは入っているのでしょうか。
教育総務課長	入っていると……。今回、補助メニューの中に保険に関する費用は含まれておりませんので、実際は入っておりません。今後、持ち帰りに当たっての注意事項だとかそういうこと、考えられるのは紛失が多分一番危ない。濡れたり落としたりというのは、基本的にそこは対応していますので、そこら辺のところがなくならないような仕組みだとか、そういうことを少し子供たちとルールづくりは、配布する中で、サポート事業を入れてルールづくりや、このあたりの使い方の決まりごとを先生方と一緒につくりていきたいなということで、その準備は進めているところです。
4番委員	とてもすばらしいと思います。あとは、昔もそうだったけれども、50代以降の先生方が不慣れで、これはできないよという、そういう声はないですか。
教育総務課長	正直なところで言うと、まだこの物が来ておりません。研修が始まつたばかりですので、要望としては、このあたりの不安感みたいなものは伝わってこないんですけども、実際はあるだろうと予想しております。ただ、実際使っていく中で、思ったより、そういう方でも実際スマートフォンで調べるもの等をしたり、そういうこと、これが単純にキーボードがついている画面になるだけですので、そういう感覚で、研修も含めながら慣れていただくと。電子黒板のときも利用頻度の部分に課題があるということでいろいろ指摘を受けたところですが、今はもうなくてはならないものになっていますので、多分、今回お話ししている話も、三、四年後には、いやいやこれがないと話にならないという話に多分なるだろうなと私自身としては考えているところです。
4番委員	大きな期待をしています。とてもいい。
教育総務課長	ありがとうございます。
教育長	どうぞ、2番委員。
2番委員	学校は慣れるまで大変だと思うんです。ただ、大変すばらしい機械だと思うんだけど、学校側から技術的な指導ができる人を派遣してくれと、もし要請があった場合、これ人材派遣はできますか。
教育総務課長	はい。現状のコンピューター教室の授業、もしかすると電子黒板を活用した授業の中で、情報支援員ということで、巡回ではありますけれども今3名配置をして、学校を回っていただいております。現状としても、3名確保しておりますので、今年配備した後の課題については、情報支援員とＩＣＴ班の職員でもって対応していきたいと考えて……。
2番委員	追加？ 予算を組んだんじゃない？

教育総務課長	はい。今、実施計画という中で、各学校に一人ずつ配置できるような形で予算措置をいただけるようにお願いをしているところです。ただ、今、一括交付金の額が小さくなってきたり、財源が乏しくなってきているようありますので、このあたり人件費になってきますので、かなり頑張らないといけないなという感じを持っているところです。
教育長	ほかに。どうぞ。
3番委員	今、2人の委員のほうから出していただいて、回答で理解いたしました。本当に新しいものが導入されるというときは、なかなか不慣れなものがあるって、学校現場も少々混乱するかなと思うのですが、今お聞きしていると、研修もいろいろ充実した方向に向けて進めているということですし、それも含めてさらに先生方がスムーズに授業に入っていけるように、あるいは子供たちがスムーズに……、子供たちのほうが今いろいろ慣れているので、溶け込むのは早いかなとは思うんですけど、研修の充実については、さらにまたよろしくお願ひしたいなと思います。
教育総務課長	はい、努めたいと思います。
教育長	課長、この島尻で統一する方向の話はしたほうがいいんじゃない？
教育総務課長	はい。本来は、この端末は県単位で導入してほしいという意向があつて、当然規模が大きくなるのでスケールメリットが生かされて安く買えるということですけれども、県はもう共同調達はいわば諦めたというか、各市町村でやってくださいということになって、今年度に入ってから、島尻で統一して買えないかということで、島尻の管内で先生方が回るものですから、同じようなものを入れていかないかということで検討いたしました。その検討の中でも chromebook がいいだろうなという話になっておりました。ただ先行して Windows を導入している自治体があったり、そういうことがあって、全体的な統一というところまで至りませんでした。ただ、 iPad であったとしても、 Windows パソコンであったとしても、 chromeOS だったとしても、中身のところの使っているものについては Google for Education 、そういういったワープロ機能だとか、ファイルを共有したり、そういういったサービスを提供しているのですが、多分そういうものをメインで使うことになりますので、どのパソコンであっても、タブレットであったとしても、使っているものの中身は一緒ですから、多分操作体系は一緒になってくるんだろうということで、機種の選定についてはそれほどこだわる必要はないねと。ただ、使う、 Google for Education なのかマイクロソフト 365 と言われている、 Word とか Excel がセットになっているそういうものを使うのかということ

	は、検討した結果、多分おおむねのところはGoogle for Education。これはなぜかというと、全部教育現場のために開発された機能で、かつ全く無償なんですね。セキュリティーの問題や個人情報法の問題もGoogle上クリアしているということで、これを前提に導入、多分島尻は動いていると考えているところです。以上です。
教育長	4番委員、どうぞ。
4番委員	小さなことですけれども、とよむ教室のほうにも割当てはちゃんとあるのでしょうか。
教育総務課長	はい。児童生徒一人になっていますので、多分原籍校のほうからも、パソコンから備品、子供たちに配布をするという形に。
4番委員	保障はされると。
教育総務課長	はい。もちろんです。そこは同じように、電子黒板と同じように配置をしたいと考えています。
4番委員	電子黒板のときはとよみ教室だけなくて、子供たちのほうが羨ましかったみたいで。
教育総務課長	今はもう配置しておりますので。
4番委員	課長にお願いをして、百何万円もするものを導入してもらってよかつたのですが、やっぱりそういうところまでも、きめ細かな配慮を考えているということは、大変有難いことです。
教育総務課長	あともう一つ、chromebbookを導入することで、今後想定されることは、Wi-Fi環境の問題もありますけれども、不登校の子供たちに対する支援にも使えるのではないかというのが1点と、もう一つ、視覚に障がいがある方だと、書くことに課題がある子供たちということを含めて、例えばこのパソコンだと入れていくとき拡大ができたりとか、あと音声入力で書き込みができたりするものですから、そういうことを使ってノートをとることが難しい子供だと、聞き取り、そういうことが難しい子供たちも、こういったことを活用するような形で、今後、多分ある意味では個別最適化された学びという中での支援のツールとしても、この場をちょっと……、入ってすぐ活用ということは難しいですけれども、今後入れていく中でこういった活用の方策もあるかと今考えているところです。
教育長	ほかに何か質問はありますか。進めてよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、議案第29号 豊見城市児童生徒用端末の買入れについて、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

教育長	ありがとうございます。
教育総務課長	ありがとうございます。
教育長	続いて日程第4、継続審議となっていました議案第24号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について及び議案第25号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について、2件を一括して説明をお願いしたいと思います。どうぞ。
生涯学習振興課長	<p>生涯学習振興課長です。前回、8月20日に行われました定例教育委員会の中での議案ですけれども、継続審議案ということで、議案第24号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第25号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止についてでございます。搔い摘まんで、前回までの内容を確認させていただきたいと思います。</p> <p>提案理由につきましては、与根体育施設、つまり与根のサッカー場のところです。そちらの体育施設の設置地において、土地区画整理事業の施行に伴って、土地利用の変更を行うため、条例を廃止する必要があるという提案理由でございます。これまで3月、6月と7月の市議会にて否決になってございまして、それがまた今後、条例の廃止について提案させていただきたく、今回議案を提案しているものであります。</p> <p>前回、8月20日の定例委員会では、いろいろ多岐にわたる議論の中で、おおよそですが次の意見があったと承知しております。まず一つに、豊見城市が進める再生医療産業施設の誘致については、市として大きな施策であり有意義なことであります。生徒たちの活動とてんびんに量るものではないが、区画整理事業との関係では、今回廃止することでいいと思うということと。あと、与根サッカー場を廃止する内容については了承したいが、子供たちに大きな不利益が被らないようにしてほしい。もう一つは、豊見城中学校サッカー部の部活動は大事である。中学生の練習場の環境をしっかりと整えてからの廃止だと思う。また、慎重に議論すべき事案であり、今日決定すべきではない、というような、いろいろ意見がございました。その中でも、豊見城中学校サッカー部の活動の場の確保について課題があるということでございますので、その対応策についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、豊見城中学校の改築工事、本体工事でございますけれども、令和4年の8月末が完成予定になっていますので、その間の部活動の場所の確保が課題となっているところです。別紙のスケジュールを配っていますけれども、そちらのほうで説明をしてもいいですか。1枚目のスケジュール表です。与根体育施設撤去工事スケジュールというA3の大き</p>

	<p>なスケジュール表がございます。そのスケジュール表の見方は、上段のほうについては、今後、今回9月ですので、9月以降、令和4年8月までのスケジュールとなっておりまして、この区画整理に伴って、この撤去工事が入る予定でございます。それで、10月以降につきまして、この緑の矢印ですけれども、3月末までの予定で、組合のほうでそこの撤去工事の予定となっております。右のほうに行きまして、赤の矢印です。来年度、令和3年度になります。5月下旬から道路工事ですね。このサッカー場にまたがる工事が令和3年度いっぱいの予定になっています。下段のほう、黄色い色とかがついている3つの示しているもので、これで、ここについては豊見城中学校、与根サッカー場、市の陸上競技場と3つを示していまして、学校については12月中旬以降、3分の1程度のグラウンドが供用開始できますので、そちらからは、他の部活動も併用しながら使用できるということです。真ん中のほう、与根と書いてあります。与根については、先ほど上のほうでは緑で示しております撤去工事がありますので、この黄色い期間はその解体工事等ということで使用ができない期間になります。一番下のほうは市の陸上競技場です。現在は、市の陸上競技場も一緒に交互に使っていますけれども、どうしてもキャンプ誘致だとか、養生期間ということで、年に使えない期間が2回ほどあります。それから今回、11月下旬から2月の上旬が養生期間ということで、黄色い色で示してあります。ということで、この黄色い色で示しているところが使えないという期間が生じます。これからしますと、課題というふうに示しております11月下旬から12月中旬まで、この期間についてどこの施設も今使えないという課題が出ておりります。この課題を解消することによって、豊見城中学校の活動場所の確保を解消していきたいと考えております。その課題の解消の一つの方法ですけれども、与根の解体工事等ということで10月末から、上のほうでは緑の撤去工事の期間ですけれども、この期間を組合と調整することによって、サッカー場が使える期間を確保して、こういう空白期間がないようにできないかと検討しているところでございます。これが1枚目の説明です。</p> <p>2枚目も説明します。2枚目につきましては、今現在のサッカー場の図面であります。こちらは、実は上段のほうに……。</p>
教育部長	図面を表に見せながらここからここってやらないと分からないよ。
生涯学習振興課長	すみません。これ実は、工事の後の図面になっています。
教育部長	待って、入り口からお示しして。
生涯学習振興課長	今、右のほうは医療センターがございまして、上のほうから、豊見城

	警察署がこっちにありますね。バイパスのところ。そこから入りまして医療センター、中央病院が移動したところですね。そのそば、ここから入って行きますけれども、現在、真ん中の道路はございませんので、この赤い色で示しているところより上のほうが今のサッカー場になっています。今後は、区画整理に伴って、ここの中の真ん中のほうに道路が、赤で示した道路が整備される予定です。黄色いところは前の野球場。現在、まだ市の土地として残っております。それから、区画整理事業を見越して、今後、方法の一つとして、ここに野球場とサッカー場の間にフェンスがあります。こういうものを取り除きながら、サッカーができる環境を造っていくという方法も検討しているというところであります。以上です。よろしくお願ひします。
教育長	説明は以上のとおりですが、委員の皆さんのお質問をお願いしたいと思います。どうぞ。確認等でも構ないので。2番委員、どうぞ。
2番委員	この議案第24号で、委員会としては条例廃止の方向であるわけですね。これを見ると。違うんですか。
教育長	当然これは、そういう方向で提案はしていますので、質問の中でこれを決められるのは委員の皆さん方の意見になりますので。
2番委員	そういう提案で進められていますけれども、議案第24号で。これが廃止反対の方向になってきているわけですね。
教育長	いや、そういうことではないです。
2番委員	そういうことじゃない。
教育長	自由に議論をしてください。
2番委員	ああ、そうですか。私はこれを見て、廃止の方向であるのに、またそれが撤回じゃないけど、変わってきているのがあるのかなと。
教育長	そういう意味ではなく、議論の話で……。
2番委員	そういう意味ではない。
教育長	はい。当然議論というのは、私から議案として出さないと審議ができませんので、前回は継続になりましたので、これを改めて、もう一回審議をし直すという観点で捉えていただければ結構です。どうぞ、4番委員。
4番委員	この議案第24号、議案第25号は、次回の議会のほうに提案をするのを前提に共通の話し合いをなさるのでしょうか。
教育長	はい。ただ、話としては、今、流動的だという話も聞こえます。出すという話と……。
4番委員	流動的……。
教育長	はい、流動的。これはあまり私のほうから言いたくはないのですが、

	実は去る8月24日の庁議の中で、私自身、非常に追及を受けました。8月24日の臨時庁議でしたか。その中で、教育長がいたずらにこれを引き延ばしているということを言われまして、非常に私自身も、そういう意図は全くない。教育委員会は合議制なので、私自身はみんなの意見が一致するまで議論は続けたいという思いでこれまで対応してきたのですが、8月24日の臨時庁議でそういうことがありましたので、改めて今回、せっかくの臨時の教育委員会を開いていますので、その中で改めて審議をして、それを決められるのは委員の皆さんということが主体ですので、そのための提案ということで捉えていただければ結構です。
4番委員	前回は欠席者がいたから継続審議にしたという……。
教育長	いいえ、そういうことではないです。
4番委員	そういうことではない。
教育長	前回は、皆さんの言うように意見が一致しなかったので、そういうことでしたよね。私はそういうことで捉えています。教育委員会は、常々合議制、私自身はこれまで賛否を問うということはありません。全員が賛成まで議論を尽くしました。ですから、そういうことは私の意図とすることではないのですが、前回そういうことが、庁議の中でそういうことの追及をされていますので、私はこの際、賛否を問うという決意を、決したいなど。教育委員会として意見をまとめていきたいという思いが私自身の考えです。どうぞ、2番委員。
2番委員	再生医療センターという名称でいいんですか。この医療再生の企業というか施設は、具体的にどんなものがあるか分かりますか。もし造るとして。
2番委員	分からぬですね。分からぬですか。
教育長	県が……。
2番委員	これからやるの？
教育長	県の施設だということで聞いていますし、前回説明を受けた資料がありましたよね。それ以上の資料は、私自身も持ち合わせてはいません。
2番委員	これから有望な企業だと思って、私がいつも言っているのは、子供たちの受け皿、就職の受け皿なんかもできるんじゃないかなと期待しているんですけど、これができることによって。だから、サッカー場の今の時間、ここも問題だけれども、そういう子供たちの先を見据えた視点から考えたら、私は考えて条例廃止でいいのかなと思ったんだけど、その医療再生関係のものがはっきりどんなものと分からぬだけに、ちょっとまだ考えるところがあるのですが、でも国としても相当大きな事業みたいですよね。

教育長	県の事業。
2番委員	国としても……、県の事業？
教育長	これは県の事業です。再生医療の施設は。
2番委員	国から下りてきたんじやなくて、県独自の。
教育部長	一括交付金を使いながら県が。前回の資料にあったように。
2番委員	でも、これから有望な企業という、職業じゃないかなと思っていますけどね。
教育長	はい、どうぞ。
3番委員	この誘致に関して、組合とかというで言っていますよね。多様化と言って学振課の。組合の人たちとか、これから造っていこうとする与根地区の人たちへの話合いというのはこれからになるということなんですかね。それとも、こういうものを造っていきますよということで、これに関する説明会みたいなものはなされているのですか。
教育長	部長、どうぞ。
教育部長	これにつきましては、7月の中旬あたり頃までに、与根の自治会も含めて、医療、こういった施設、沖縄県の計画については市長部局のほうでしっかり説明会をやってきております。
3番委員	今、一番私が懸念しているのは、やはり子供たちの活動の場がどうなのかなというところで、気を付けて説明を聞かせてもらったのですが、撤去工事スケジュールも含めて、子供たちの活動の場が失われないようになといふか、途切れないうような方法で進めていっていますという報告だったかなと思うのですが、それに関してはおおよそ、これから、先ほどお話しした組合と調整していくとか、そういうお話が出ていたかと思うのですが、子供たちの活動する場所としての確保といふか、それに関しては引き続き努力をしながら確保していくというお話で理解していくですか。
教育長	部長、どうぞ。
教育部長	組合との今後の協議については、委員の先生方のご了承を得た後に、これはしっかりとやっていきたいと考えておりますし、また、当然子供たちの活動の場を確保するのは、我々事務方としての役割でございますので、これはしっかりとやっていきたいと考えております。
教育長	どうぞ、1番委員。
1番委員	ちょっと見方がよく分からぬのですが、課題という部分がありますよね。ここはもう全く、要は使えないというような話をしているんですね。令和4年の8月まで学校のグラウンドができるないと。実際、このまま令和4年の8月まで部活が休止になるであろうという可能性の期

	<p>間、できない期間というもの、今後なるべくできますよみたいな表だと思うのですが、できない期間が実際どれぐらいになるのか。この説明を子供たちはちゃんと分かっているのか。これを先に伝えられているのかなというのが、ちょっと僕は不安なんですよ。実は、僕は教育委員ですけれども P T A 上がりなんですよ。そこから選出されていますので、実際、親御さんの意見も、前回の会議で少し話を聞いてみましたけど、そういういた観点も踏まえて少し質問されたんですよね。陸上競技場が使えるのも分かってはいました。与根の、要はサッカー場が、P T A の皆さんからは使えなくなるんですかという質問もありました。今度私はどこで部活をすればいいのかとみんな思っているはずなんですね。なるべくだったら、私も親の立場として、その場所を確保していただきたいと、前回の僕の意見だったと思うのですが、子供たちの期間、3年間というのは、6年間しかない中で、多くの日程を削られて、この場所がなくなるというのは一番とても懸念する材料です。今の説明の中で、やっぱり不具合が生じるなという感じで受け止めています。本来であれば代替をお願いして、普通の部活と同じように活動できる場所があれば一番いいはずなんですが、今、話を聞く前提ではそれはもう不可能だという形で話を聞き取っている状態です。この僕が聞きたいのは、令和4年の学校の運動場ができる前の期間という。この与根のサッカー施設も使えるようにしますとなると、やっぱり場所的に小さくなったりするわけですね。広さもなくなって。そういうことを考えると、腑に落ちないというか、そういう思いでいっぱいになりますが。この期間というのは、トータル的に、想定でいいですので、使えない期間というのは年間でどれぐらいあるのか。結論を聞いていいですか。そういう数字が出ているのかということを確認したいと思います。</p>
教育長	部長、どうぞ。
教育部長	<p>我々事務方のほうでずっと作業をしてきて、業務の内容を少し報告させてください。</p> <p>7月6日と7月13日に、豊見城中学校の校長先生、教頭先生、それからサッカー部の顧問、これは男女サッカー部ですね。それから保護者の皆様と意見交換をさせていただきました。その中でも、陸上競技場の回数を増やす。ただそこは、芝の管理等もあるので、10月以降の与根サッカー場の利用については今後協議させてくださいと、これは組合のほうにも申入れてありますよということでご報告は申し上げてきました。</p> <p>ここに出てるスケジュール表の見方をもう一度確認させてください。まず、下の段で、学校とあるのが豊見城中学校です。黄色の工事期</p>

	間というのが12月中旬まで黄色になっております。その後から緑色になっております。これは、最低でも3分の1の運動場は全部使えます。ここは。ずっと使っていきます。一番下の市の陸上競技場のスケジュール表がありますが、まず、この水色の部分は陸上競技場が使えます。黄色の部分は養生期間なので、この部分が使えないね。この中で課題と書かれたこの期間が、11月の下旬から12月中旬まで。要するに運動場がまだ供用開始できないものですから、3分の1、暫定の。この期間だけは課題があるなということなんです。下の市の陸上競技場、2月の上旬、それからまた水色が続きますからここは利用できますよ。また黄色の養生期間が右側に行くにしたがって3つ、期間の小さいのと大きなやつがあるのですが、そのときは中学校のグラウンド、3分の1ですけど使えますと。ですから、部活を停止するという期間は、今の時点での課題としては、この部分になるんです。これについては、先生方、保護者の皆様にお伝えしたとおり、10月以降、了解いただければ組合のほうと協議をして、この期間に使えるようにしていきたいというのを、今後事務局としては対応していきたいと考えております。
教育長	部長、今、説明の仕方が中途半端だと思うので、廃止条例なんだから、廃止条例という言葉、廃止をすれば、これはもう教育施設ではなくなるので、そういう前提で説明をし直したほうがいいんじゃないかなと思う。我々は確かに組合と調整して使えるように、そういう形で調整はしているけれども、議論がすり替わっているような気がして、廃止条例にしていけば、当然今後の活用は代替施設の形での方法にしかならないというのは、それは説明しておかないと。
教育部長	条例を廃止するということは、行政財産としての機能がなくなるということになりますので、ここはサッカー場がなくなるわけなんですね。ですから組合にお願いをして使わせていただくという協議が、了承を得られればやっていきたいということでございます。もし、この作業もしながら、準備が整い次第できるのであれば、また別の手法、いい手法があるのであれば、その検討もやっていきたいというふうに考えております。
2番委員	というふうに、3関係者、保護者、学校側はオーケーしたのですか。
教育部長	はい。10月の時点ではとにかく一生懸命やってくださいねということで、その時点では了解をされています。
教育長	ほかに何かありますか。どうぞ、1番委員。
1番委員	簡単な話なんですが、この医療施設がここに来ることは決まっているのですか。誘致決定なんですか。

教育部長	はい。連携を図っていくということは、市長は申し上げております。
教育長	これは私のほうで。8月20日の総合教育会議で説明を受けたと思いますけど、私自身も疑問点が何点あるのですが、私自身も確認していないので、確認していないことを皆さんに申し上げることは大変失礼なことだと思っているので、疑問点なことだけはちょっと述べさせていただきたいなど。それ以上確認していないので、これ以上の話ができないんですよ。すみませんが、そういう意見、疑問があるということだけは述べさせてください。
1番委員	逆に、まだ仮定の段階で進めているのであれば、それはまたおかしな話だと思うのですが、この医療施設がここに来るという段階で、我々は今話をしていると思うのですが、それを誘致するためにという市の方針とか、それはいいと思うんです。逆に。僕は、正直な話。こういうのが来るってすばらしいことなので、僕としては部活ができる場所をきちんと整備していただいて、使える期間とか、判断というか、周りの子供たちにも影響がないように、部活をやめないようにしていただきたいという思いであります。だからこれを、今日の廃止条例で廃止しますどうのこうのと言われると、僕は進んで廃止しましょうと言える立場ではないので、基本的に。ですが、行政のやり方を止めるわけにもいかないと、僕は正直に思っています。なるべく、子供たちが有意義に使える場所に変わってほしいなど。そのマッチングを大切にして、いいように進めさせていただくようにお願いしたいと思います。
教育長	どうぞ、4番委員。
4番委員	確認ですけれども、この黄色いところ、11月の下旬から12月中旬が課題になっていますよね。その期間以外は練習は可能になる。その代わりに3分の1は運動場使用でということになりますね。それを見た場合に、やっぱり子供たちの視点に立って考えると、最大限努力をすることは大事だと思います。実際に、自分たちが子供の頃、そして子供のやった頃を見ていると、運動場の工事で半年間全く使えない。ジプシーになって他の学校に練習試合をしに行く、あるいは学校内で競技場はないけど周辺を走る。筋トレとか、それも大きな練習だと思います。だから、2か月間は何とか努力をしながらも、こういう練習方法もあることは、僕が思うには顧問なんかは当然知っていると思うし、ほかの部でも体育館が使えない場合は、校外走をする、筋トレをする、そういう練習方法もあると思います。だからこれに万全を期しながらも、そういう練習方法もありますよ、確保はできますよということは、私のほうは考えています。いろいろなところから、いろいろなところでそういうものは出てきます。

	<p>それと、努力をしてもらいたい、それを前提にして、やっぱり今言ったような医療再生産業というものは、今後大きく成長するし、子供たちの夢や希望、それにもつながっていくし、雇用拡大もそうだし、何か……、きのうたまたま日立製作所のインターネットを見たら、大きな産業に発展する。しかも世界的に見ると、年益で28%も拡大している。そして2026年には35兆円産業にも発展するという、そういうニュースを見ていると、やっぱり豊見城市は空港から近い、自動車道路があると。総合的に考えると、やっぱり廃止をして誘致したほうがいいんじゃないかなという、前回も私はそういう話をしましたけれども、顧問の先生方、そしてサッカーチームの保護者、それから学校長を初め、その皆さんのお話を聞けたほうがいいんだろうなと思います。あるいは、前回も関係部局の方々が説明をしていましたけれども、その辺ももう少し具体的に詳しく聞けたらいいなと、そんなことを感じたりしています。練習場というのは、必ず競技場じゃないといけないということは、私の経験上は、子供たちはやりたい、保護者も確保したい、そればかりが練習ではないと私は考えています。以上です。</p>
教育長	ほかに意見はありますか。どうぞ、3番委員。
3番委員	<p>すみません、前回、私事で会議に参加できなかつたので、そのときの詳しいことは資料でしか見ることができなかつたのですが、今、4番委員が、そういうふうに前回お伝えしましたという。私、先ほども話しましたように、子供の活動の場が懸念されるというところが1点と、あとはこの事業を誘致することによってのメリットとデメリットってなんだろうというところを、少し自分なりに考えてみたいんですが、大きな事業なので、これといって結論は出せませんでしたけれども、ただ先ほど、7月に2回学校側とお話をされた。そのときの話合いでは、合意が得られたというか、いい方向に話が進んだと理解をしてよろしいですね。それを踏まえると、やはり学校現場において先生方というのは、非常に、子供たちがどのようにすればいろいろなことがうまくいくか、充実できるかということを常に考えていく立場にはあるので、与えられた状況の中で、先ほど4番瀬委員の話になるのですが、保留しながらやっていくということは考えられると思っています。</p> <p>あと1点は、今大きな……、イースですか、まだ行っていないのですが、そういう事業が導入されたり、あるいは医療関係というのは、これから大きな、産業という表現は変かもしれません、なっていくのかなというふうに考えたときと、子供たちの将来と合わせて、いろいろな機会が豊見城市の中で整っていくといいのかなと私自身も思っています。</p>

	す。ただ、先ほど与根の方々に説明されていますよねという確認をしたのは、誰もが、そこに誘致されることによって環境が変わったり、あるいは公害と言ったらおかしいのですが、やはりそういうものが伴ってこないかなという懸念も実は少しあって、環境の部分で。そういうところは大丈夫なのでしょうか。これからのお話でそういう質問もなんなんですけど。
教育長	部長、どうぞ。
教育部長	これは、私が、実務で沖縄県のほうから聞き取った内容でございます。これは与根の自治会と組合に説明会を開いたときには、沖縄県の担当部署の課長さん初め、お見えになられていきました。やはり同じような質問が出ておりました。環境問題について。それについては、沖縄県からの回答は問題ないという回答でございました。
教育長	ほかにありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
教育長	賛否を問いたいと私自身は思っています。それで、私は議長なので、可否同数になった場合のみ、私が採決に加わることになります。ですからそれは事前に説明しておかないとよくないので、そういうことで、可否、賛否を問いたいと思います。よろしいですか。 それでは、議案第24号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について及び議案第25号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について、賛成の委員の皆さんのお手をお願いします。廃止をすることです。
3番委員	条例を廃止して、次のスケジュールに移っていくという。
教育長	そうです。ですから……、すみません、今は廃止をすることに賛成の皆さんのお手をお願いします。
	(賛成者挙手)
教育長	それでは挙手3名ということで、廃止条例が可決されましたので報告いたします。 少し追加で説明したほうがいいですね。9月の議会に上げるか、上げないかというのが、まだ決定していないようです。それで、私が危惧しているのは、この条例、実は前回、私の確認等がちょっと不行き届きなところがあって、その都度、その都度議案を決定するというのが通常の在り方なんですよ。通常の在り方。ですから、9月に出すのであれば8月の定例教育委員会で決定する。例えば3月であれば2月で決定する。ですから、今回、今議案を提案するかしないかというのが、非常に流動的なので、委員の皆さんのお了解があれば、11月の定例教育委員会の中で

	再度確認をやるとして、私はもう一度出しますので、そういう質疑、議論をしていただきたい。これについては、実は明確な決まりはないんですよ。何度か言いましたように。ただ、議案はそれぞれ、そのとき、そのときに決定しているんですね。議案決定という形で。どうぞ。
1番委員	これは教育委員会としても大事な話だと思いますので、これをここで決定したからという議案を審議しないという言い訳は通らないと思っています。逆に教育委員会で、この流れでいいと思うんですよね。そのままこういう話でお話を終えていますという形で議題に出していただいて、それを慎重審議、議会にかけていただいてから決定のほうが、僕は心に収まるというかな。やっぱりみんなにも知ってほしいし、こういう思いがありますよというのも、その場で伝えるのも大事だと思いますので、これはもう慎重に審議した上で、市の全体のことなので、議員さんに、いろいろとこういう事情があるというのも知ってもらいたいし、これを慎重に議案に上げてもらってお話ししたほうがよろしいのではないかでしょうか。
教育長	どうぞ。
4番委員	この議案第24号、議案第25号というのは、9月議会に提出のためにこの議題でやっているわけですよね。
教育長	そうです。
4番委員	それは当然ながら、そう捉えましたので、それをまた提出するわけですね。
教育長	はい、やります。
4番委員	流動的というのは？
教育部長	要するに議案の上程は市長でございますので、教育委員会では、これを上程をすると決まりましたと市長に報告を入れて、これで上げようねとなったら上がります。少し猶予があるんじゃないかという話になれば、また次の議会となりますので、教育長はその前にもうちょっとやりましょうねと、そうなった場合はですよ。
4番委員	ああ、そうなった場合はね。
教育部長	なった場合は、またやりましょうねということです。限定です。
4番委員	分かりました。
教育長	よろしいですか。また、できるだけ意見交換……、意見交換というのは、代替施設がどういう形で進んでいるか、どういう形で確保されているかということについては、定例教育委員会に限り報告はさせてください。そのことで、お互い安心感とかそういうことになりますので、ぜひそれはお願ひしたいと思います。

	以上をもちまして、これが本当に最後になります。終わりたいと思います。大変ご苦労さまでした。
--	---

(署名欄)

教育長 照屋壁二

教育委員 大城安司

1920-1921

1921-1922